

湯沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和2年8月17日
湯沢市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。

湯沢市においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実情に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められています。

そのため、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は令和5年を目標とする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積
現 状 (令和2年4月)	6,583ha	13ha
目標面積 (単年度)	6,583ha	7ha (2ha)

【目標設定の考え方】

令和5年度までの3年間で、遊休農地を7ha以下にすることを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農地法第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施し、その結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行うとともに、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施する。

イ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

ウ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分される荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積について

(1) 担い手への農地集積目標

	管内の耕地面積	集積面積
現 状 (令和2年4月)	6,570ha	3,672ha
集積目標面積 (単年度)	6,576ha	3,946ha (92ha)

【目標設定の考え方】

農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想に掲げる集積率の令和5年度目標を60%とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

農業委員及び推進委員は、農地中間管理機構の事業を活用するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行い、農地利用の集積・集約化を推進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入数	年 度	新規参入数
令和元年度実績	4 経営体	平成29年度	4
		平成30年度	5
参入目標数 (単年度)	5 経営体	令和元年度	4

【目標設定の考え方】

過去3年間の新規参入経営体の平均に1を加えた件数を、新規参入促進の目標とする。
※農地の権利移動を伴う新規参入数（法人雇用や親元就農は含まない。）

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、農林課、農協等と連携し、新規就農者へのサポート体制を構築していく。